

透析の申し込み・ご利用にあたっての注意事項

日本国内で透析を申し込むにあたり、以下の内容をご理解の上、エントリーシートへの記入をお願いいたします。

<透析治療について>

日本で透析治療を行うことは、日本の法律に基づき患者様と医療機関との間で行う医療行為になります。当社は、患者様と医療機関との間における受入可否に関する手続きをサポートし、患者様が医療機関から治療を受入れる承諾を得た後に、医療機関からの委託を受けて、医療機関が必要とする書類・治療費用の提出、通訳の手配などを行います。

<日本での透析治療を行うための条件>

1. 医療機関が透析治療を行うことに合意していること。
 - ① 患者様が医療機関に受入れに必要な書類を提出していること。
 - ② HB 抗原が+でないこと。
 - ③ C 型肝炎（HCV 抗原）が+の場合は予め申し出いただくこと。
2. 医療機関から提示された治療費用に患者様が合意していただくこと。
3. （日本への渡航のために）出国する前に、透析治療費用の全額の支払いが完了していること。
4. 医療機関のインフォームド・コンセントに合意していただくこと。
5. その他、医療機関および当社が必要とする条件を満たしていただくこと。
6. 患者の責任において、母国主治医からの渡航の承諾を得ること。

<その他>

- ① 透析治療の開始時間は、医療機関の都合により予定時間から前後する場合があります。
- ② 医療機関が受入れを承諾し、透析の日時が確定した後に、受診に関する同意書、母国で受診されている医療機関の診断書などを提出していただきます。
- ③ 透析の申し込みは、1 回目の透析日時から遡って、1 4 日前までにお申し込みください。
- ④ （日本への渡航のために）出国する前までに、透析治療費用のお支払いが完了しない場合は、予約がキャンセルされます。
- ⑤ 透析治療の費用以外に、別途の治療費用が発生する場合は、その費用も合わせて来日前にお支払いください。
（特別に処方される薬代など）
- ⑥ 透析治療の当日に発生した費用は、医療機関に直接お支払いいただきます。
- ⑦ 透析治療の費用をお支払いいただいた後に、患者様の都合で透析治療をキャンセルする場合、取消料が発生することがあります。